

## 「想定外」の論理に驚く

写真は東京新聞 9 月 19 日夕刊。標題の東京新聞 10 月 17 日の朝刊の桐山桂一論説委員による「視点」を紹介したい。あの東京地裁の酷い判決について、問題点を分かりやすく解説している。



福島第一原発事故をめぐる刑事裁判で、東京電力旧経営陣に「無罪」判決が出たことを受け、検察官役の指定弁護士が控訴した。判決の内容に強い違和感を持っていたから、これを当然のことと受け止めている。少なくとも「想定外」の論理を裁判官が繰り返し広げたと感じている。

まず最大 15.7 ㍉の津波予測の根拠となった国の「長期評価」について、判決が「信頼性に疑いが残る」と判断したことだ。何とも不可解である。なぜなら、長期評価は政府の地震調査研究推進本部が出している。この組織の中に地震調査委員会がある。地震の専門家たちが中核である。地震などの調査観測データ・研究成果をもとに、国や地方自治体の防災対策が練られる。つまり地震や津波の「知」を結集して、総合的な防災を担う役目があった。政府の一組織だから無批判に信頼していいというわけではないが、長期評価を信頼しないで、どのような科学的な指針が存在するというのだろうか。「15.7 ㍉」という驚くべき数字を聞いて、東電の当時の担当副社長は土木学会に調査依頼を指示したが、もちろん土木学会は地震の専門家集団ではない。報告をした担当職員が「対策の先送りだ」と感じたのも無理はなかろう。

そもそも長期評価を基に東電の経営トップが出席する会議で、津波対策を講じることになったという原子力部門幹部の調書も存在したのに、判決はこれを否定した。実際には東日本大震災で巨大津波が押し寄せ、原発事故は起きた。つまり予測は正しかった。民事裁判では、長期評価を前提にして「予見はできた」とし、東電に賠償を命じている。刑事裁判では裁判所までが長期評価を過小評価して、何もしなかった東電の姿勢にお墨付きを与えたことは、極めて残念である。しかも判決では「絶対的安全性の確保までを前提としていなかった」と述べている。

言い方がおかしい。運転するなら、あらゆる想定をし、安全対策を講じなければならない。だから、どんな情報にも耳を傾け、細心の注意を払わねばならないのが、原発事業者のつとめではないのか。伊方原発（四国電力）訴訟の最高裁判例では「災害が万が一にも起きないように」と確認されていたはずだ。事故を回避するには「原発の運転停止に尽きている」とも裁判所が述べた。原発停止なら安全だろうが、今回の原発事故は全電源喪失からメルトダウン（炉心溶融）に至った。つまり、電源車の高台配備や浸水防止工事などでも大事故を防げた可能性はあったはずである。なのに原発は「社会的な有用性がある」から運転停止しては社会への影響が大きいという筋道に判決は運んでいく。説得力に欠けた論の展開と思う。控訴審では納得できる審理を望むばかりだ。

(2019年11月11日)